

議会議案第7号

八尾市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件

八尾市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年八尾市条例第167号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和4年10月25日提出

議会運営委員会委員長 大星なるみ

理由

長期間にわたり、議会を欠席した議員の報酬等の減額に関する規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

八尾市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年八尾市条例第167号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 案
第1条～第3条 略	第1条～第3条 略
	<u>第3条の2 議員が長期欠席（一の定例会の開会の日（以下「開会日」という。）から当該定例会の閉会の日（以下「閉会日」という。）までの間に開かれる会議及び八尾市議会委員会条例（昭和31年八尾市条例第164号）第2条に規定する委員会の全てを欠席することをいう。以下同じ。）をしたときは、閉会日の属する月の翌月以後の議員報酬は、当該定例会の開会日が属する月から閉会日が属する月までの月数分を支給しない。ただし、当該長期欠席が公務、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由によるものであると議長が認めた場合は、この限りでない。</u>
第4条・第5条 略	第4条・第5条 略
第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日に在職するもの	第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日 <u>（以下これらの日</u>

に、期末手当を支給する。	<u>を「基準日」という。）に在職するものに、期末手当を支給する。</u>
2 略	2 略
	<u>第6条の2 議員が長期欠席をした場合の期末手当の額は、前条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出された額に基準日前6月以内の期間における議員報酬が支給された月数を当該基準日前6月以内の在任期間の月数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</u>
第7条 略	第7条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。